

特定教育・保育施設 設置者・園長 様
特定地域型保育事業 設置者・責任者 様

神戸市こども家庭局幼保振興課長
神戸市こども家庭局幼保事業課長

保育所・認定こども園における特別保育期間の延長について（通知）

本市において、保育所・認定こども園における感染拡大防止をより一層徹底し、子どもの命を守るため、4月14日から5月6日まで、真にやむを得ない場合に限り受け入れる特別保育に移行してきました。

しかしながら、緊急事態宣言以降も一定数の感染者が発生し続けているほか、医療機関において感染者が継続的に発生するなど、引き続き予断を許さない状況にあり、緊急事態下における感染拡大を食い止めるために、引き続き、外出自粛の取り組みを徹底する必要があることから、下記のとおり特別保育期間を延長することといたします。

つきましては、別紙の保護者あて文書を保護者の皆様に配付いただき、改めて家庭での保育を保護者の皆様へ呼びかけ、周知を図っていただきますようお願いいたします。

なお、前回に特別保育申出書を提出いただいている世帯については、改めて申出書を提出していただく必要はありません。

また、家庭保育の協力をいただいている家庭に対しましては、期間が長期に亘っていることから、今までも増して電話での育児・健康相談等を実施していただくなど、保護者・児童の支援に努めていただきますよう、より一層のご配慮をお願いいたします。

記

- 1. 特別保育延長期間** 令和2年5月7日（木）～5月31日（日）
状況によって変更する可能性があります。
- 2. 特別保育対象者** 医療従事者や警察、消防、介護等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方など真にやむを得ない場合に限り受け入れ
- 3. その他** 特別保育については、業種を限定して実施するものではありません。特別保育申出書を提出された方については、例示している業種にあてはまらなくても、保護者の事情をよく確認していただき、どうしても仕事を休めない等、真に保育が必要な方については、引き続き保育サービスを提供していただくよう、よろしくをお願いいたします。

担当：幼保振興課・幼保事業課 078(331)8181

特別保育に関する事：内線4864・4866

保育料に関する事：内線4841・4861